

## 富山県立総合衛生学院看護学科同窓会 沿革

昭和31年	同窓会会則制定
昭和46年	同窓会名簿初めて刊行
昭和56年	同窓会名簿発刊
平成 3年	同窓会総会
平成 3年	(創立40周年)卒業生名簿発刊
平成 5年	同窓会定期総会 学びの窓の……だより創刊
平成 7年	同窓会定期総会 学びの窓の……だより創刊
平成 9年	同窓会定期総会 学びの窓の……だより創刊
平成11年	同窓会定期総会 学びの窓の……だより創刊
平成13年	(創立40周年)卒業生名簿作成
平成16年	同窓会定期総会 学びの窓の……だより創刊
平成19年	同窓会定期総会
平成20年	ホームページ(学びの窓の……だより)開設
平成22年	同窓会定期総会
平成23年	ホームページ(学びの窓の……だより)更新
平成26年	ホームページ(学びの窓の……だより)更新

# 富山県立総合衛生学院看護学科同窓会同窓会会則

## 第1章 名称及び事務所

第1条 この会は富山県立総合衛生学院看護学科同窓会と称する。

第2条 この会の事務所は、富山市西長江2-2-78富山県立総合衛生学院内に置く。

## 第2章 目的

第3条 この会は、会員相互の親睦と教養を高め、看護の発展に寄与することを目的とする。

## 第3章 会員

第4条 この会は、富山県立中央病院附属高等看護学院及び、富山県立総合衛生学院第一・第二看護学科、富山県立総合衛生学院看護学科卒業と同時に入会するものとし、本会の会員とする。

## 第4章 役員（及び委員）

第5条 この会に、次の役員（及び委員）をおく。

- |    |      |            |
|----|------|------------|
| 1. | 会長   | 1名         |
| 2. | 副会長  | 3名         |
| 3. | 書記   | 2名         |
| 4. | 会計   | 2名         |
| 5. | 会計監査 | 2名         |
| 6. | 連絡委員 | 各年度卒業生から1名 |
| 7. | 顧問   |            |

第6条 役員（及び委員）の選出並びに任務を下記のとおりとする。

1. 会長、副会長、書記、会計、会計監査は、この会の総会において推薦され選出する。
2. 会長は、この会を代表し会務を総理するとともに、総会及び役員を招集する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する。
4. 書記は、この会の庶務を司る。
5. 会計は、この会の会計を司る。
6. 会計監査は、会計の状況を監査する。
7. 連絡委員は、この会と会員との連絡の任務を司る。
8. 顧問は、看護学科長とし、この会の運営に関する相談をする。

第7条 役員の任期は3年とし、再選(任)を妨げない。  
また、役員に欠員(会長、副会長を除く)が生じた場合は、役員会の承認を経て会長が任命し、次期総会においてこれを報告する。

#### 第5章

第8条 会議は、役員会及び総会とし、会長が招集する。

1. 役員会は、本会の運営機関にあつて、全役員を持って構成し緊急動議に関する決議権を有す。

2. 本役員会は、会長及び役員の過半数が必要と認めた場合開催する。

3. 総会は、3年に1回定期総会を開催する。但し会長が必要と認めたときは臨時総会を招集することができる。

第9条 総会における決議は、出席会員の過半数によってこれを決議する。

第10条 総会において各役員は、過去3年間の会務並びにその他の状況を報告し承諾を得る。

第11条 この会の会則変更については、出席会員の過半数で改正することができる。

#### 第6章

第12条 この会は、会費及び寄付金を持ってこれに当てる。  
会費は、卒業と同時に5,000円を納入する。

#### 附則

第13条 会員は、住所の移転、その他移動があった時は速やかに事務所に報告しなければならない。

第14条 この会則は、平成22年8月21日から施行する。

昭和31年	制定
昭和38年	改正
昭和53年	一部改正
平成 3年	一部改正
平成 9年	一部改正
平成11年	一部改正
平成13年	一部改正
平成16年	一部改正
平成22年	一部改正